

《介護保険サービス》の種類、概要、利用可能の分類。

予防給付・・・要支援1～2 / 介護給付・・・要介護1～5

	介護保険サービスの種類	サービス概要	利用可能の分類
訪問	訪問介護 (ホームヘルプサービス)	利用者自宅にて、ホームヘルパーが食事・入浴・排泄の介護や日常生活の支援等を行なう。	介護給付
	訪問入浴介護	利用者自宅へ簡易浴槽を持ち込み、介護士や看護師が入浴介護を行なう。	予防給付 介護給付
	訪問リハビリテーション	利用者自宅にて、理学療法士や作業療法士などがリハビリテーションを行う。	予防給付 介護給付
	訪問看護	利用者自宅にて、医師・看護師が療養上の身体ケアや診療などを行う。	予防給付 介護給付
	居宅療養管理指導	通院するのが難しい利用者自宅にて、医師・歯科医師・薬剤師などが療養上の心身管理や指導を行う。	予防給付 介護給付
通所／短期入所	通所介護 (デイサービス)	通所介護施設にて、食事・入浴・排泄等の介護や、日常生活の支援・レクリエーション等を日帰りで行なう。(利用者自宅～施設間の送迎有り。)	介護給付
	療養通所介護 (医療デイ)	看護師による観察を常に必要とする難病、認知症、癌末期患者等の重度要介護者を対象にした、通所介護サービス。	介護給付
	通所リハビリテーション (デイケア)	医療機関や介護老人保健施設にて、理学療法・作業療法などのリハビリテーションや、入浴、食事の提供を日帰りで行なう。(利用者自宅～施設間の送迎有り。)	予防給付 介護給付
	短期入所(生活・療養)介護 (ショートステイ)	介護老人保健施設などに短期入所し、入浴、排泄、食事の介護や、日常生活支援などを行う。尚「療養介護」は、医師・看護師の管理下で、機能訓練や必要な医療を行なう。(利用者自宅～施設間の送迎有り。)	予防給付 介護給付
その他	介護予防支援 / 居宅介護支援	要介護認定者が在宅介護を受ける際の支援。要介護認定の申請や更新の手続き代行、介護サービス計画(ケアプラン)作成、介護サービス提供の支援、利用者や家族からの疑問・苦情の対応、施設入所を希望した際の紹介その他支援、など。	予防給付 介護給付
	福祉用具の貸与	車椅子やリクライニングベッドなどのレンタル。詳細(レンタル品目など)は、ブログ記事にて。	予防給付 介護給付
	特定福祉用具の販売	入浴や排泄に用いる福祉用具の購入費支給。詳細(対象品目など)は、ブログ記事にて。	予防給付 介護給付
	住宅改修費の支給 (介護リフォーム)	利用者の生活支援や、介護者(家族など)の負担軽減を目的とした、住宅改修工事の費用支給。詳細(対象工事・手続き方法)は、ブログ記事にて。	予防給付 介護給付
	特定施設入居者生活介護 (介護保険法 第7条第16項)	厚生労働省令で定める特定施設(ケアハウス、有料老人ホームなど)にて、食事・入浴・排泄等の介護や、その他日常生活の支援・世話・機能訓練などを行なう。	予防給付 介護給付